

諏訪市分別収集計画

(令和5年度から令和9年度まで)

令和4年6月

長野県 諏訪市

諏訪市分別収集計画

1 計画策定の意義

本市は、環境基本計画の基本目標のひとつとして「ごみを減らして循環型社会を実現しよう」を掲げ、資源大量消費型社会から資源循環型社会へ転換するために、「4Rの一層の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「ポイ捨て・不法投棄対策」の三つの取組を展開している。

平成28年12月より諏訪湖を取り囲む岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町共同によるごみ処理施設（諏訪湖周クリーンセンター）が稼働し、より一層のごみの減量化が必要となるなかで、令和3年4月から導入した家庭系燃やすごみ有料化による減量効果を持続させ、高まりつつある市民のごみや環境への関心及びごみ減量・分別徹底への意欲が継続できる積極的な啓発活動などの事業を展開していかなければならない。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集して資源化を促進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

なお、本計画は、近年（5年間）の回収実績を基に2市1町の湖周地区で策定されたごみ処理基本計画を考慮し策定している。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・市民、自治会、事業者及び行政が各々の役割を認識し、すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	839.3	818.8	799.6	781.9	765.6

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・環境教育の推進

保育園児を対象とした環境紙芝居の読み聞かせの実施や、小学生を対象としたごみ処理施設の見学会などを通じ、ごみ問題や環境に対する理解を深める。大人向けには、ごみの排出抑制・分別排出・再生利用及びごみの適切な出し方等に関する説明会（出前講座）による意識啓発に取り組む。

・啓発活動の推進

市ホームページや広報誌、SNSを活用し、継続して分かりやすい啓発活動を推進する。

・資源物常設ステーションの適正な運用

常設の資源物ステーションについて、利用方法等の周知をすることで利用拡大の働きかけを行い、市民が資源物を排出しやすい環境を整え資源化を促進していく。

・事業ごみの減量・資源化

事業所に対し、定期的にごみの減量・再資源化への取組みを啓発するとともに、多量排出事業所については減量化・資源化計画書の提出を求め、立入指導を実施して自己責任による処理の徹底を呼びかける。また、諏訪湖周クリーンセンターと連携し、搬入時の展開検査等を実施する等、分別指導の強化を図る。

・家庭系燃やすごみ処理の有料化

家庭系燃やすごみ有料化後のごみ量推移等を分析し、制度の検証・見直しを行う。

・リサイクルの「見える化」

各家庭から排出された資源物が再資源化されるまでのフローを提示することにより、市民の資源化に対する意識の向上に努める。

・ゼロカーボンの取組み推進

循環型社会を実現するため、燃やすごみ量の削減と分別による可能な限りのごみの再資源化を推進するなど、2050年までに諏訪市の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、市民・事業者・行政が一丸となって取組みを推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン類
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のビン
	茶色のガラス製容器	茶色のビン
	その他のガラス製容器	その他の色のビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他の紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		発泡スチロール製トレイ（以下「発泡トレイ」と表記）
		その他のプラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	42.8t		41.3t		39.8t		38.4t		37.1t	
主としてアルミ製の容器	23.0t		22.2t		21.4t		20.6t		19.8t	
無色のガラス製容器	(合計) 102.3t		(合計) 97.4t		(合計) 92.7t		(合計) 88.3t		(合計) 84.1t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	102.3t		97.4t		92.7t		88.3t		84.1t	
茶色のガラス製容器	(合計) 68.5t		(合計) 65.0t		(合計) 61.7t		(合計) 58.6t		(合計) 55.6t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	68.5t		65.0t		61.7t		58.6t		55.6t	
その他のガラス製容器	(合計) 57.8t		(合計) 57.8t		(合計) 57.8t		(合計) 57.8t		(合計) 57.8t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	57.8t		57.8t		57.8t		57.8t		57.8t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	15.6t		15.8t		16.0t		16.2t		16.4t	
主として段ボール製の容器	120.2t		113.9t		108.0t		102.4t		97.1t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 14.1t		(合計) 13.0t		(合計) 12.0t		(合計) 11.1t		(合計) 10.3t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	14.1t		13.0t		12.0t		11.1t		10.3t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 68.6t		(合計) 69.0t		(合計) 69.4t		(合計) 69.8t		(合計) 70.2t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	68.6t		69.0t		69.4t		69.8t		70.2t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 172.2t		(合計) 173.0t		(合計) 173.9t		(合計) 175.1t		(合計) 176.6t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	172.2t		173.0t		173.9t		175.1t		176.6t	
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、湖周ごみ処理基本計画を基礎として、過去5年間の分別基準適合物等の収集実績に基づき、分別排出の徹底と各種施策の実施による増減要素を加味して算出。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うことを基本とするが、市民の持ち込みの利便性を考慮した拠点回収の実施（市による定期回収）した場合に現行の体制との調整について検討を進める。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別 区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン類	市による定期収集及び指定施設による受入 (業務委託)	選別・圧縮・保管：民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	無色のビン	市による定期収集及び指定施設による受入 (業務委託)	選別・保管：民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色のビン		
	その他の色のガラス製容器	その他の色のビン		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集及び指定施設による受入(業務委託)並びに公共施設拠点回収	選別・圧縮・保管：民間業者
	段ボール	ダンボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集及び指定施設による受入 (業務委託)	選別・圧縮・保管：民間業者
	その他プラスチック製容器包装	発泡トレイ その他のプラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当市では、リサイクル施設を保有していないため、全ての資源物は民間業者に処分委託し、民間保有のストックヤードにて選別・保管・処理を行っている。

分別収集の用に供する施設整備については、現行の体制によるものとし、必要に応じて整備の検討を行う。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	共通集積場所利用
		専用集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両利用
選別・保管	処理委託業者の ストックヤード	

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する 容器包装廃棄 物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容 器	カン類	プラスチック コンテナ	4 t パッカー 車	《選別・圧縮・保管》 中間処理業者
アルミ製容器				
無色のガラス 製容器	無色のビン	プラスチック コンテナ	4 t 平ボディ ートラック	《選別・保管》 中間処理業者
茶色のガラス 製容器	茶色のビン			
その他の色の ガラス製容器	その他の色の ビン			
飲料用紙製容 器	紙パック	プラスチック コンテナ	4 t 平ボディ ートラック	《選別・圧縮・保管》 中間処理業者
段ボール	ダンボール	結束	4 t パッカー 車	
その他の紙製 容器包装	その他の紙	結束又は紙袋		
ペットボトル	ペットボトル	網かご	4 t パッカー 車	《選別・圧縮・保管》 中間処理業者
その他のプラ スチック製容 器包装	発泡トレイ	網かご	4 t 平ボディ ートラック	《選別・圧縮・保管》 中間処理業者
	その他のプラ スチック	網かご		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民団体等と協力して取り組む。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

分別収集・選別保管コスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、実用な措置を講じる。